



福岡医発第 616 号(地)
令和 3 年 5 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

令和 3 年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部（局）長に対し標記の通知が発出された旨、日本医師会及び福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて周知方依頼がありました。

病床機能報告については、令和 2 年 10 月 9 日付け福岡医発第 1891 号（地）「令和 2 年度病床機能報告の実施について」において、電子レセプト情報による方法で報告を行う入院診療実績については、令和 3 年度以降は報告対象を通年（前年 4 月～3 月分）の実績とすることをご連絡しておりました。

本通知は、厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」での議論を踏まえ、入院診療実績の報告内容等について整理が行われたことについて周知を依頼するものです。

具体的には、入院診療実績が前年度の 1 年分を月別かつ病棟別の報告となることから、報告を行う医療機関の負担軽減のための各種の対応等が示されております。また、新規入院患者数（予定入院・予定外入院別）や救急車受入件数等についても月別の報告を求めること（当面の間は任意）や、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録することについての必要な対応を依頼することについても示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

3医指第493号
令和3年5月19日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県歯科医師会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
一般社団法人福岡県医療法人協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



令和3年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局地域医療計画課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

病床機能報告の結果は、地域医療構想調整会議における関係者間の協議の基礎資料となるほか、病床機能転換に係る今後の予定の把握など地域医療構想実現のための重要なデータとなりますので、貴職におかれましては、貴会会員に対して、周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

記

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」＞「医療提供体制」＞「厚生労働省からの通知」

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2021.html>

○担当

福岡県保健医療介護部

医療指導課医療計画係

TEL : 092-643-3328

FAX : 092-643-3277

e-mail : iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp

各医師会通知

(地 41)

令和 3 年 4 月 1 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

釜 范 敏

橋 本 省

(公印省略)

令和 3 年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管（部）局長に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、同課長より本会に対しても協力依頼がありました。

病床機能報告については、「令和 2 年度病床機能報告の実施について」を令和 2 年 1 0 月 2 日付け（地 336）を貴会宛にお送りし、電子レセプト情報によって報告を行う入院診療実績については、令和 3 年度以降は報告対象を通年（前年 4 月～3 月分）の実績とすることについてご案内申し上げておりました。

今般の事務連絡は、厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」（本会より猪口雄二副会長が構成員として参画）での議論を踏まえ、入院診療実績の報告内容等について整理が行われたことについて周知を依頼するものです。

具体的には、入院診療実績が前年度の 1 年分を月別かつ病棟別の報告となることから、報告を行う医療機関の負担軽減のための各種の対応等を示されております。また、新規入院患者数（予定入院・予定外入院別）や救急車受入件数等についても月別の報告を求めること（当面の間は任意）や、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録することについての必要な対応を依頼することについても示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政地発 0413 第 3 号
令和 3 年 4 月 13 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知しましたので、
ご了知の上、各医療機関の報告が円滑に行われますようご配慮願います。

医政地発 0413 第 2 号
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公 印 省 略）

令和 3 年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年 7 月 1 日時点における病床の機能と 2025 年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告（以下「病床機能報告」という。）することとなっている。

病床機能報告における報告内容について、入院患者に提供する医療の内容のうち電子レセプト情報による方法で報告を行うこととなっている項目（以下「入院診療実績」という。）に関しては、別添 1「令和 2 年度病床機能報告の実施等について」（令和 2 年 9 月 30 日付け医政地発 0930 第 6 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、「令和 3 年度以降の病床機能報告においては、（中略）報告対象を通年（前年 4 月～3 月分）の実績とする」こととしていたところである。

今般、地域医療構想に関するワーキンググループの議論を踏まえ、入院診療実績の報告内容等について下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これらの整理について御了知いただいた上で、本通知の趣旨を貴管内の関係団体及び病床機能報告対象病院等へ周知いただくようお願いする。

また、令和 3 年度以降の病床機能報告について、具体的な実施スケジュールについては追って示すが、当該年度内にとりまとめ、都道府県に提供することとしており、病床機能報告対象病院等が報告期限を厳守いただけるよう特段の配慮をお願いする。

記

1. 入院診療実績の報告内容及び報告方法について

令和 3 年度以降、入院診療実績については、前年度（前年 4 月～3 月）の 1 年分を月別かつ病棟別に報告を求めることとする。これに伴い、取り扱うデータ量が増大することから、以下のとおり、病床機能報告対象病院等の負担軽減を図る

こととする。

- 毎年度、病床機能報告の実施に当たり、国から当該病院等に提供している電子レセプト情報を活用して整理した入院診療実績データについて、令和3年度以降、公費負担医療制度により請求された電子レセプト情報分を含めた上で提供するとともに、病床機能報告の入力画面等において、当該データが報告様式に自動的に表示されるような機能を設け、入力 of 簡素化を図ることとする。
- 診療報酬請求時の電子レセプトにあらかじめ病棟コードを記録していない医療機関については、国から病棟別の入院診療実績データを提供することができないことから、当面の間、可能な範囲で病棟別に振り分けて報告すれば足りることとする（病院全体の入院診療実績を特定の病棟の診療実績としてまとめて報告して差し支えない）。
- 紙媒体により報告を行っている病床機能報告対象病院等においては、入院診療実績の報告について、月別の数ではなく年間合計数のみ報告すれば足りることとする。

なお、業務効率化を図る観点から、令和5年度を目途に、原則としてWEB等を活用した電子による報告とすることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとする方針であるため、令和3年度以降、可能な限り電子による報告を要請することとする。

2. その他の報告内容及び報告方法について

従前から1年分（前年7月～6月）の実績の報告を求めてきた新規入院患者数（予定入院・予定外入院別）や救急車の受入件数などについても、入院診療実績と同様、季節変動を踏まえた分析を可能とするため、月別の報告を求めることとする。なお、当面の間、月別の報告は任意とする。

3. 入院診療実績の月別かつ病棟別の報告に向けた今後の対応について

入院診療実績の報告対象期間の通年化に向け、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること等を別添2「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和2年3月16日付け医政地発0316第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、求めてきたところであるが、引き続き、必要な対応をお願いしたい。

なお、国においても令和4年度以降の診療報酬請求において、病床機能報告対象病院等の電子レセプトに病棟コードが確実に記録されるような方策を検討することとしている。

(別添1)

医政地発 0930 第 6 号
令和 2 年 9 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度病床機能報告の実施等について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）は、毎年 7 月 1 日時点における病床の機能と 2025 年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

これについて、別添 1 のとおり、病床機能報告対象病院等に対し周知しましたので御了知の上、下記について病床機能報告対象病院等に対して周知いただき、各医療機関の報告が円滑に行われるよう御配慮願います。なお、関係団体の長にも別添 2 のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 入院診療実績の報告対象期間の通年化等について

平成 31 年 2 月 22 年に開催した第 19 回地域医療構想に関するワーキンググループでは、各医療機関が担っている役割に関する重要な指標となり得る手術等の診療実績について、報告対象が 1 ヶ月分（6 月診療分）の実績であるため、季節等の要素で報告値が診療の実態を十分に反映していないという課題があることから、通年化するよう見直しを進めていくこととされました。

本年 8 月 14 日の第 26 回地域医療構想に関するワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしました。

- ① 令和 3 年度以降の病床機能報告においては、入院患者に提供する医療の内容のうちレセプト情報による方法で報告を行うこととなっている項目（以下「入院診療実績」という。）の報告対象を通年（前年 4 月～3 月分）の実績とすること。

- ② 令和２年度の病床機能報告については、①の取扱いを前提としつつ、新型コロナウイルス感染症対応下において、病床機能報告対象病院等の負担軽減を図るため、入院診療実績の報告を求めない（※）こと。

※ 令和２年度病床機能報告に関して、入院診療実績の報告を不要とすることについては、本年９月２８日に「令和二年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告に関する医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の特例」（令和２年厚生労働省告示第３２９号）を告示。

２．報告対象期間の通年化に向けた対応について

病床機能報告における入院診療実績の報告対象期間の通年化に向け、電子レセプト情報による方法により年間の診療実績等を報告する際に病棟別の診療実績を報告できるよう、別添３「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について」（令和２年３月１６日付け医政地発 0316 第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、診療報酬請求時の電子レセプトにあらかじめ病棟情報を記録するための留意事項等を示していますので、取扱いに遺漏のないようお願いします。

(別添 2)

医政地発 0316 第 1 号
令和 2 年 3 月 16 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」が施行され、これにより改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づき、一般病床又は療養病床を有する医療機関は、当該病床において担っている医療機能の現状と今後の方向、提供している医療の内容等を、都道府県に報告（以下「病床機能報告制度」という。）することとなっている。

これまで、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録について」（平成 28 年 3 月 25 日付け医政地発 0325 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成 28 年課長通知」という。）において、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項に規定する電子情報処理組織の使用による費用の請求及び光ディスク等を用いた費用の請求（以下「電子レセプト」という。）への病棟情報（以下「病棟コード」という。）の記録に必要な留意事項等を示し、毎年 6 月診療分であって 7 月請求分である入院分の電子レセプトに病棟コードを記録することとしていた。

今般、厚生労働省においては病床機能報告制度における入院患者に提供する医療の内容について、季節変動を踏まえた現状把握に取り組むことができるよう、令和 3 年度以降なるべく早期に当該内容についての報告対象期間を通年化することとしたことから、改めて下記のとおり必要な留意事項等を示すので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び保険者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成 28 年課長通知は本通知をもって廃止する。

記

第1 電子レセプトへの病棟情報の記録の趣旨

病床機能報告制度においては、医療機関が簡便な方法により報告が可能となるよう、入院患者に提供する医療の内容の項目については、電子レセプトを活用しており、電子レセプトに病棟コードを記録することにより病棟単位での入院患者に提供する医療の内容を把握するものである。

これにより、病床機能報告における報告項目について、病棟単位での分析が可能となり、また、報告項目の報告対象期間を通年化することにより、季節変動を踏まえた分析も可能となることから、今後、病床機能報告制度の改善に向けた検討を進めるとともに、地域において、当該情報を関係者間で共有することで、機能分化・連携に資するものとなる。

第2 電子レセプトへの病棟情報の記録の内容

1 記録の対象となる医療機関

一般病床及び療養病床を有する病院であって、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関。なお、有床診療所については、1病棟として取り扱うため、病棟コードの記録は不要とする。

2 具体的な記録方法

現在、6月診療分であって7月請求分である入院分の診療報酬請求において、入院基本料等を算定する病棟を基本として、当該病棟の病棟コードを電子レセプトに記録することとしているが、令和2年度診療報酬改定に伴うシステム改修等に併せて、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること。

なお、自費等で入院している患者については、一連の入院期間中に診療報酬請求が発生しない場合は病棟コードの記録はないが、診療報酬請求が発生する場合には、入院基本料等の算定の有無に関わらず、入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること。

電子レセプトへの具体的な記録方法の参考として、「病床機能報告に関する電子レセプト作成の手引き」や、電子レセプトへの病棟コード記録に係る「病床機能報告用マスターファイル」及び「病床機能報告用マスターファイル仕様」等の資料を、病床機能報告制度ホームページに掲載している。

対象となる医療機関は、当該ホームページを参照の上、各病棟に対応する病棟コードを管理すること。

(病床機能報告制度ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

第3 留意事項

電子レセプトに記録された病棟コードは、審査支払機関を通じて医療保険者に提供されることとなるが、当該病棟コードは病床機能報告制度の運用のために導入するものであり、診療報酬の審査支払に利用することのないよう御留意いただきたい。

なお、病床機能報告制度における入院患者に提供する医療の内容についての報告対象期間の通年化の適用時期については、対象となる医療機関のレセプトコンピュータ等の改修状況等を踏まえ追って知らせることとする。